

会 議 録

第 1 6 回定例会

開会 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成23年11月25日 午後1時30分

2 閉 会 平成23年11月25日 午後3時13分

3 出席委員

委員長	西池 氏裕
委 員	水口 艶子
委 員	佐藤 紘子
委 員	佐藤 盛仁
委 員	筒井 直典
委 員（教育長）	福家 清司

4 出席者

副 教 育 長	原内 司
教 育 次 長	真鍋 孝之
教 育 次 長	高橋 博義
教 職 員 課 長	尾崎 好秋
教 育 総 務 課 長	白井 俊
教 育 総 務 課 副 課 長	美保 洋祐

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

委員長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

教育長 11月定例県議会における質疑概要について報告する。

これについては、特に質疑等はなく、

委員長 報告を了承する旨を告げる。

[議 事]

委員長 議案第50号、議案第51号、協議事項3を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第52号 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例を教育長の臨時代理により決定したことの報告について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 改正理由、改正案等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

委員長 議案第52号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第52号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第53号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を教育長の臨時代理により決定したことの報告について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 改正理由、改正案等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：『職員』の給与条例となっているが、これまでに教職員だけが給与カット等を受けなかったことはあるのか。

教職員課長：把握している範囲では、そのようなことはない。

委員長：教職員のモチベーションが下がることがないように、無理かもしれないが、色々と考えなければならない。

委員長 議案第53号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第53号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項1 平成23年度末徳島県小・中学校教職員人事異動要綱について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 基本方針、昨年度からの変更点等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：平成22年度の要綱からの変更点について、どのような意図で基本方針中の「努める」を「図る」に変更したのか。

教職員課長：「努める」より、「図る」の方が我々の意思がより強く伝わると考えたからである。

委員長：他県との人事交流について、現在何人で交流を行っているのか。

教職員課長：高知県が小・中・高校で各1人、香川県が小学校で1人の計4人で、相互に人事交流を行っている。

委員長：どのような観点でその県なのか。

教職員課長：四国内が異動がし易いということもあるが、近県と言えども教育上の諸課題等について、お互いに学ぶべきところがあるということで交流を行っている。

委員長：要綱に「基本方針の趣旨を実現するため、各学校の実情に配慮した人事配置を行う」とあるが、具体的にはどのように行うのか。

教職員課長：義務教育ということで基本的には平等に行うが、児童生徒数が少ないなどの地域の実情に配慮した配置を行う。

委員長：学校の実情に応じてということだが、例えば、ある学校が、スポーツや学力をもっと伸ばしたいと望み、それに適した教員を配置しようとした場合、平等な教育という考えに相反するのではないのか。

教職員課長：学力については、義務教育ということで、「確かな学力」を身に付けさせるという視点で教育を行っており、ある学校だけが学力に力を入れるということはないと思う。

委員長：モデル校はその考えに反するのではないか。

教職員課長：モデル校は、その学校での成果を研究し、いずれは県下の学校に広めていくための先進的な取組であると考えており、特別扱いするものではないと考えている。

委員長：初任者の配置はどのように考えているのか。

教職員課長：県内バランス良く配置したいが、拠点校システムにより初任者研修を実施していることから、ある程度規模が大きな学校に配置することになる。

委員長：これから、小・中・高校一貫教育などを考えた場合、平等な教育という考え方1本にくくれないのでないか。

教職員課長：各市町村教育委員会は特色ある学校づくりを考えているので、人事配置の際も、市町村教育委員会と連携を図っている。

委員長：悪平等にならないように、徳島県らしい特色ある学校づくりをよく考えて人事配置を行ってほしい。

佐藤（紘）委員：「主幹教諭」「指導教諭」導入の成果等を伺いたい。

教職員課長：主幹教諭は、多忙化する学校現場において、管理職に近い立場に立ち、指揮を執る役割を担っている。指導教諭は、教員の指導力向上のために研修等をリードする役割を担っており、2つの職の配置により、組織力が高まったと聞いている。ただ、主幹教諭の職務については、校務分掌との区分が複雑であるとも聞いている。

佐藤（紘）委員：学年主任と主幹教諭の関係が難しいのではと心配していたが、うまくいっているという理解でよいのか。

教職員課長：学校からはそのように聞いている。また校長からは、主幹教諭がいると、教諭への指示がし易いとも聞いている。

佐藤（紘）委員：主幹教諭が組織力の向上に役立っていることは良いことである。主幹教諭は、数年で教頭、校長となり、他の学校へ異動していくことから、学校という積み上げていく組織の中で、どのような役割を果たしているのか気になった。

水口委員：女性の教員の配置を考える際に、もっと育児等に配慮する必要があるのではないか。

教職員課長：最初の約10年は、大規模校と郡部などの小規模校の両方を経験できるよう、バランス良く配置を行うが、その後は、市町村教育委員会や

校長を通じ、また異動対象者と面談を行い個人の希望を把握することにより、柔軟な配置を行っている。

水口委員：5年を過ぎたあたりから、女性は育児に入ることが多く、育児に支障があるのではないか。

教育次長：最初の10年間で、3年間は小規模校への遠距離通勤を経験してもらうこととなっている。最初は初任者研修のために大規模校で勤務し、次に、小規模校へ異動してもらうが、育児等の事情がある場合は、近距離の学校に勤務ができる選択制になっている。その後は小規模校に異動してもらうが、病院や保育所が近い学校に配置するなどの配慮を行っている。

水口委員：育児を理由に離職する教員はいるのか。

教職員課長：最長で3年間の育児休暇制度があることから、育児を理由に離職する教員はほとんどいない。

委員長：教員の人事異動はどのような流れで行われるのか。

教職員課長：まず5月から、学校の課題を把握するため、市町村教育委員会の教育長同席のもと、学校長面談を行う。9月には学校を訪問し、授業見学面談等により学校の現状や課題を受け止め、そういったことを全て踏まえて1月には学校長の1次面談を行う。2月には市町村教育委員会教育長との2次面談、そして3月に最後の面接を行い、長い時間をかけ、多くの関係者や市町村教育委員会と調整を図りながら人事を行うというスケジュールになっている。

教育長：県教委が市町村教育委員会の教育長意見や要望を聞く人事ヒアリングを毎年1月に県庁で実施している。

委員長：現行のシステムによる人事配置に、校長は満足しているのか。

教職員課長：校長というよりも、市町村教育委員会の教育長が人事配置のバランスを取っている。

委員長：校長の意向は、市町村教育委員会を通じ、県教育委員会まであがってくるのか。

教職員課長：必ず市町村教育委員会を通すことになっている。

教育次長：市町村教育委員会を通すことになっているが、市町村教育委員会が校長の意向を変更し県教育委員会にあげることはない。ただ、教員の充足率は地域により差があることから、バランスを取るために、市町村教育委員会に打診して、県教育委員会が調整を図っている。

委員長：学校経営は学校長が中心であると考えているので、志の高い学校長の意向を叶えることができるようなシステムづくりを考えていただきたい。

委員長：初任者を小規模校へ配置しない理由を教えて欲しい。

教職員課長：初任者研修への対応が困難であると考えている。ただ、近年は採用数を増やしていることから徐々に小規模校へも配置している状況になっているが、若い教員がいると学校が活気づくという意見もあるので、考えている程、学校は初任者を負担に考えていないかもしれない。

委員長：初任者であっても、専門的な教育を受けてきているのだから即戦力にならなければならないという考えで、今後検討してほしい。

教育次長：初任者研修制度が教育公務員特例法により規定されて、小・中学校については、指導教員が付いて4人1組で行うこととされ、指導教員の負担を減らすために都市部で初任者をまとめている。

佐藤（紘子）委員：現任教員の負担にならないよう、退職者を再雇用し指導教員として初任者に付け、初任者には中・小規模校でしっかり経験を積んでもらい、大規模校でさらに指導力を磨いてもらうという方法を採用することはできないのか。

教職員課長：現在のシステムでは、国費は現行の方法以外には使用できない。県費を使えば可能だが、財政的に難しい。

委員長：即戦力になってもらわないと、人材の無駄が多い。初任者にも小規模校でしっかり経験を積んでもらい、より深い子どもとの触れ合いを感じてもらいたい。また大学に即戦力になるような教員の育成を求めることも必要ではないか。実務経験の長い人もいるし、新任教員は私たちが考えている以上にしっかりしていると思うし、現行のシステムで本当に良いのか考えて欲しい。

委員長 協議事項1を議案第54号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第54号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第54号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項2 平成23年度末徳島県立学校教職員人事異動要綱について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 基本方針、昨年度からの変更点等を説明する。

〈質 疑〉

佐藤（盛）委員：「著しく教育効果のあがらない者及び性行、勤務状況の著しく良くない者には、年齢、勤務年数を問わず退職を勧める。」とあるが、実際に該当者はいるのか。

教職員課長：研修が必要な教員はいるが、退職を勧めなめればならないような教員は現在のところはいない。

委員長：該当するかどうかは、誰が判断するのか。

教育次長：学校長が対象教員に直接退職を勧める場合もあるが、それとは別に、学校長からの報告を受け、判定委員会で判定する。

委員長：ここ最近で、判定委員会に諮った事例はあるのか。

教職員課長：退職にまで至ったことはないが、判定委員会で指導が不適切である教員と判定し研修を実施したことはある。研修は総合教育センターで十分に行い、しっかり改善が図られている。

委員長：研修により現場復帰はできているのか。

教職員課長：1年で効果があがらなかったのもう1年研修を受けてもらった事例もある。子どもに接した時の対応に重点を置いた研修や、総合教育センターの研修だけでなく、学校現場でも実際に子どもに接する機会を設け、研修を行っており、ここ最近では改善事例が見られる。

委員長：研修の状況はどうなのか。

教職員課長：研修を受け、今年現場復帰した者は1名、またかつて途中で退職した者が1名いる。

佐藤（紘）委員：市町村立中学校と県立中・高一貫校との異動はどのような取扱いになるのか。

教職員課長：県立中・高一貫校への異動は、普通異動の扱いになるが、市町村立小・中学校から県立高校に異動になる場合は交流になる。

佐藤（紘）委員：小・中一貫校における専門教科の教育について、1人の先生が9学年受け持つことは可能なのか。

教職員課長：申請のあった対象教員の授業数等を考慮し、兼務発令により対応している。申請があれば可能である。

佐藤（紘）委員：今後小・中一貫校は増えてくると思うが、小学校と中学校で一体の学校という意識があった。

教育長：小学校と中学校を一つにカウントすると、定数が減少する。別々にカウントし技能教科に兼務発令をすることに対して、学校長の要望も強い。この点が小・中一貫教育のメリットでもある。

委員長 協議事項２を議案第５５号として付議してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第５５号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第５５号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《議案第５０号 平成２３年度事務局等教職員の功績表彰における教育委員会表彰の被表彰者について》

《議案第５１号 平成２３年度学校職員の功績表彰における教育委員会表彰の被表彰者について》
《協議事項３ 平成２３年度１１月補正予算案について》

(非公開につき、議事の内容については省略)

[閉 会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後３時１３分